

○長岡崇徳大学取引業者からの誓約書の提出に関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、長岡崇徳大学（以下、「本学」という。）における研究費の適正な管理のため、取引業者からの誓約書の提出に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(取引業者からの誓約書の提出)

第2条 誓約書の提出が必要な取引業者は、次のとおりとする。

- (1) 1件30万円以上の取引がある場合
- (2) 総額30万円以上の物品等を複数回に分けて納品する場合

2 前項にかかわらず、次に該当する場合は提出不要とする。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- (2) 学校法人
- (3) 国際組織、外国企業等
- (4) 電気、ガス、水道、通信、郵便事業等
- (5) 弁護士、特許・税理士事務所等
- (6) その他、本学が提出不要と認めた業種等

3 取引業者から徴する誓約書は別紙様式のとおりとする。

4 提出時期については次のとおりとする。

- (1) 新たに本学と取引を行うとき
- (2) 第1項各号いずれかに該当するとき

(改廃)

第3条 この基準の改廃は、学長が行う。

附 則

この基準は、令和4年4月1日より施行する。

別紙様式

年 月 日

誓 約 書

長岡崇徳大学

学長 森 啓 様

当社（当法人）は、長岡崇徳大学との取引に当たり、相互繁栄の理念に基づき、信義誠実の原則に従って行うとともに、社会規範、法令はもとより、下記の事項を遵守します。

記

1. 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
2. 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
4. 本学の教職員等関係者から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

（住所）

（社名）

（代表者役職・氏名）

印